

福島県教育委員会令和7年12月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	令和 7 年 12 月 5 日 (金) 午後 3 時 30 分から
2 開 催 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 5 階)
3 出 席 者	鈴木竜次教育長、1 番 平塚康晴委員、2 番 正木好男委員、3 番 吉津健三委員、4 番 高橋理里子委員、5 番 横田純子委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 3 時 30 分、教育長から 12 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 書 署 名 委 員 の 指 名	教育長から、高橋委員と横田委員が会議書署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日 1 日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第 1 号については、令和 7 年度 12 月補正予算案 (教育委員会関係部分) について諮るもの。 議案第 2 号については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について諮るもの。 議案第 3 号については、地方公務員法の規定により失職した者に対する一般の退職手当の支給制限について諮るもの。 議案第 4 号については、令和 7 年度教育・文化関係表彰の被表彰者について、教育長臨時代理

	<p>により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、令和9年度に開校する県立学校の校名案について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第4号、報告第1号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定され、これ以降の審議については非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和7年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>議案審議</p> <p>議案第1号 令和7年度12月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第1号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>議案第2号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について（議案第2号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>議案第3号 退職手当の支給制限について（議案第3号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>議案第4号 教育長臨時代理による処理の承認について（議案第4号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>報告審議</p>
--	--

報 告 第 1 号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 協 議 事 項	令和9年4月開校の県立学校について（協議事項）、県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(11) 次 回 の 日 程	次回の定例会について、教育総務課長から令和8年1月16日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(12) 閉 会	午後4時33分、教育長から閉会が告げられた。